

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

・令和7年度 算定状況 累計 （期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日）

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	日数
肺炎	1	8
尿路感染症	3	24
带状疱疹	2	20
蜂窩織炎	6	46
慢性心不全増悪	0	0

・所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定要件

1 対象となる入所者は次の通りです。

・肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪

2 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 10 日を限度とし、月 1 回に限り算定します。※所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していることが必要。

3 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定します。

4 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできません。

5 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載します。

6 当該加算の算定後は、治療の実施状況について公表することとし、公表に当たっては介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告します。